

令和7年9月定例会 県土都市整備委員会の概要

日時 令和7年10月8日（水） 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時21分

場所 第9委員会室

出席委員 柿沼貴志委員長
戸野部直乃副委員長
栄寛美委員、松本義明委員、宇田川幸夫委員、細田善則委員、齊藤邦明委員、
高橋政雄委員、木村勇夫委員、中川浩委員、諸井真英委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]
吉澤隆県土整備部長、加来卓三県土整備部副部長、
飯塚雅彦県土整備部副部長、伊藤太一参事兼河川砂防課長、
小山省吾県土整備政策課長、坂田竜也県土整備政策課政策幹、
奥広文建設管理課長、松井千依用地課長、永井儀男道路街路課長、
吉岡一成道路環境課長、田島清志河川環境課長

小山直紀収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

伊田恒弘都市整備部長、内田浩明都市政策・公園局長、
中村克まちづくり局長、齊藤浩信都市整備政策課長、
石川修都市計画課長、荒井正之市街地整備課長、武田敦弘産業基盤対策幹、
遠井文大公園スタジアム課長、小松克枝建築安全課長、金澤圭竹住宅課長、
榎本恒彦営繕課長、田島和彦設備課長

北田健夫下水道事業管理者、吉田薰下水道局長、西村憲一下水道局副参事、
豊野和美下水道管理課長、橋本翼下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第105号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）のうち県土整備部関係及び都市整備部関係	原案可決
第108号	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

なし

報告事項（県土整備部関係）

県土整備部関係

一級河川江川における河川整備計画の変更（関係住民への意見聴取）について

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

松本委員

- 1 補正予算の関係で、道路工事、河川の工事において、補正予算の増額要因、先ほど冒頭少し説明をいただいたが、国庫補助の関係とは理解しているが、国とのタイミング、この時期で補正することも含めて増額要因を伺う。
- 2 補正による効果、前倒しでどのような事業を、幾つか具体的なこともお示しいただきたい。
- 3 繰越明許の関係だが、繰越額は昨年と比べて増減はどうであるか伺う。

県土整備政策課長

- 1 増要因については、国庫補助金の内定増となっている。補正の時期について、国庫補助金の内示は令和7年4月1日に判明しているが、その後に国からの追加内示の可能性もあることから、現年度予算の内定増に係る増額補正については、例年9月補正予算でお願いしているものである。
- 3 今回の繰越明許費の設定額139億290万4千円は、昨年度が106億1,547万円であったため、32億8,743万4千円の増となっている。

道路街路課長

- 1 道路事業に関する部分をお答えする。特に道路事業については、国において個別補助等の充実による事業の重点化方針が示されており、ここを積極的に要望した結果、当初予算以上に配分されたものと考えている。また、知事を先頭に積極的に要望活動を行つており、当初予算以上の配分につながったものと考えている。
- 2 令和8年度以降に実施予定であった工事などを前倒して行うことにより、事業の進捗が図られるものと考えている。具体的な事例としては、宮代町、杉戸町において実施している都市計画道路、東武動物公園駅東口通り線において、電線共同溝工事や古川橋下流側側道橋の高欄工事などを行う予定である。これにより、下流側側道橋の供用を半年前倒しして、令和8年内の供用を目指している。

参事兼河川砂防課長

- 1 河川事業の部分についてお答えする。増額の要因について、こちらも道路事業と同様だが、国において個別補助事業などの重点化が示されたため、積極的に要望した結果、当初予算以上に配分された。特に、今年度から個別補助事業である特定都市河川浸水被害対策推進事業、こちらについて新方川などで新規採択を受け、当初予算以上に配分されている状況である。
- 2 令和8年度に実施予定であった工事を前倒して行うことにより、事業の進捗が図られる。具体的な事例として河川事業では、忍川の橋りょう架替え工事において、令和8年度に着手予定であった橋りょう下部工を、今年度に前倒しで発注することが可能になった。

松本委員

補正の増額要因が国庫補助ということは理解したが、その内示が4月1日に来て、5か月間経ってこの時期ということは、慣例で9月議会でやることになっているということは

理解するが、一方で理解できず、特に河川の工事などはどんどん早くやった方が良いものがあるが、その間、もし人の命に関わるような土木工事が、ここまで待つ必要が、何か工夫ができないのか、4月1日に、この80何億の増額が見込まれているのであれば、ここまで眠らせて工事を止めておく必要もないというのが私の考えだが、これはいろんな手続上このようにせざるを得ないのか、工夫ができないのか、慣例ということが、それが当たり前になってしまっているのか、その辺りも含めてもっと前倒しできないのか伺う。

国土整備政策課長

仮に6月に補正をするとなると、6月の補正は急を要する場合に提案するものと認識しており、また年度初めは、2月定例会で急施案件として、お認めいただいた国の経済対策を反映した補正予算の執行がある。こちらの執行に注力するという意味もあり、まずは、そちらに専念してからということで、内定差については9月定例会の補正予算をお願いしている。

松本委員

今の答弁は理解した上で、そうでなければいけない理由がどうしてもあるのであれば、今の答弁を聞いても、別にそうでなければならない理由が私には分からなくて、必要な工事は早く、予算があるのに、もし人命に関わるようなことで夏の台風シーズンなどに何かできることがあるのであれば、慣例だからという理由は全く私には理解ができないが、何か工夫する余地というのではないのか。もう一度伺う。

国土整備政策課長

急を要するというか、人命に関わるような事業ということであれば、当然、適宜適切な時期に補正をするということもあり得るので、6月定例会の補正をお願いするということも検討してまいりたい。

【付託議案に対する質疑（都市整備部関係）】

栄委員

- 1 第105号議案「令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）」について伺う。今回繰越明許費の設定で、1億2,000万円を設定という形になっているが、具体的にどのような工事にこれが設定されているのか、その概要と理由を伺う。
- 2 次に、第108号議案「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、今回権限移譲ということだが、この権限移譲に関して、松伏町の意向はどのように確認されてきたのか、確認の意味で伺う。
- 3 権限移譲に当たっては、この移譲された市町村については助言やサポートも必要であると思うが、県が行う支援はどのようなものか伺う。

公園スタジアム課長

- 1 対象工事の概要である。対象は1件で、行田市にある、さきたま古墳公園の整備工事に関するものである。現在、広場整備の工事をしているところであり、工事関連である。工事の内容について、工事の中で行田市が管理をしている水路があり、水路の工事を併せて実施していく中で、水路工事の調整に少し時間が掛かってしまったところであり、その工事に不測の時間を要したために、今回繰越しをさせていただくものである。

住宅課長

- 2 令和7年5月30日付けで改正法が公布された後に、松伏町に対して改正法の概要の説明を行い、権限移譲に関する意向確認を行い合意を得たところである。その後、地方自治法に基づき、知事から文書による協議依頼を7月4日に行い、松伏町長から7月9日付けの文書で同意をいただいている。
- 3 松伏町に対しては、国が策定するマニュアルやガイドラインについて適時適切に情報提供を行うとともに、県及び市町村で構成するマンション行政連絡会議を通じ、県内の取組状況や県外の先進事例などの情報共有を定期的に行う。また、個別具体的な事例が生じた場合は、積極的に技術支援を行っていく。加えて、移譲事務の処理に要する経費については、埼玉県分権推進交付金による財政的支援を行っている。令和6年度、松伏町には全ての移譲事務の経費として、約526万円の交付金が支払われているところである。

栄委員

108号議案に関しては、スムーズな権限移譲につながるよう取組をお願いしたい（意見）。105号議案に関して、さきたま古墳公園、水路工事の調整に時間を要したという説明があった。そのようなことで工事の内容等も変更するような可能性もありそうだが、一旦ここで繰越しをして、次年度に引き継いで今後も進めていく予定だと思うが、この中で水路工事の内容が変更されたりとか、予算の変更等も生じる可能性もあると感じたが、この辺り関連の予算増や工事内容の変更等、どのような見通しであるのか、またどのような手続を踏んでいく予定なのか確認をさせていただく。

公園スタジアム課長

今回の水路工事は、農業用の水路であり、ちょうど公園の整備する部分の真ん中に水路が入っているというところであり、当初の予定では蓋掛けをしていくことで行田市

と調整していたが、その後、行田市の中で、その用水について対応は細かい方が良いということで時間が掛かってしまった。全体の工事の内容によって、大きく工事費が増えるなど増減は基本的にはないが、その工程や調整に、どうしても農業用水路であるため農家の方もおり、そのような調整に時間が掛かってしまい、工事費等に影響はないが、少し工期に影響が出たと捉えている。

木村委員

- 1 108号について伺う。県内でも、築40年、50年といった高経年マンションが増加している。それに伴い、外壁や設備の老朽化、また、管理組合の機能の低下といった課題もお聞きをするところである。そういう中でお聞きしたいのが、県内の老朽化した分譲マンションの状況を県としては把握をしているのか。
- 2 今回の議案では、外壁剥離等の危険のあるマンションということが書かれているが、これまで県内において、この外壁剥離等で事故等があったかどうか伺う。

住宅課長

- 1 委員の御指摘があったように、老朽化マンションへの対策が急務と考えている。県では所管する町村部のマンションを対象にして、管理状況等の現状把握を行うために、定期的にアンケート調査による実態調査を実施している。直近では令和6年度に、町村部にある70団地を対象にアンケート調査を行い、回答38団地、回答率54.3%であった。また、アンケートを補完するために町村と連携し、令和5年度と6年度の2か年で、全70団地の外観調査を実施している。なお、市の区域については市が現状把握をしているので、県では、県と市町村で構成するマンション行政連絡会議を通じて市の状況も把握している。
- 2 県内で外壁剥離などによる事故を把握しているのかということだが、こちらについては現状ではないと把握している。

木村委員

これまでに事故もなかったということだが、これから老朽化が進んでくるため、県として今後の老朽化する分譲マンションへの基本的な取組方針について見解を伺う。

住宅課長

県内での分譲マンションについては、約474,000戸のうち、建築してから40年を超える高経年マンションは115,000戸余りということで、4分の1が高経年マンションとなっており、20年後にはそれが3倍を超える350,000戸になると見込まれている。先ほど委員から御指摘があったように、入居者の高齢化、それから建物の老朽化という二つの老いに直面する高経年マンションについては、適正な管理が行われないことにより管理不全に陥る可能性が高いと考えている。そこで県では、県が所管する町村部を対象に、マンション管理適正化を推進するための目標や施策を定めた、埼玉県マンション管理適正化推進計画を令和5年3月に策定し、マンションの管理の適正化を推進してきた。マンションの管理状況については、先ほど説明したアンケート調査や外観調査により把握し、管理不全の兆候を把握した場合には、管理組合や区分所有者に対して適切に助言、指導、勧告等を行うとともに、必要に応じてプッシュ型の支援を行ってまいりたいと考えている。プッシュ型の支援としては、管理組合の要請を待たずに埼玉県分譲マンションア

ドバイザーを派遣するプッシュ型派遣制度を今年度創設しており、マンションアドバイザーと連携して、適切な支援を実施していく。

【付託議案に対する討論】

なし